

○三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行  
規則

平成16年10月27日

規則第48号

改正 平成30年 3月19日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例（平成16年三鷹市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築制限の例外)

第2条 条例第4条第1号に規定する規則で定めるものは、塗料製造業を営む工場とする。

(外壁等の後退の特例)

第3条 条例第5条第2項第2号の規定による認定を受けようとする者は、三鷹市特別住工共生地区の壁面後退特例認定申請書（様式第1号）の正本及び副本に、三鷹市建築基準法施行細則（平成8年三鷹市規則第16号）第15条第1項の表に掲げる図書その他必要な図書をそれぞれ添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、三鷹市特別住工共生地区の壁面後退特例認定通知書（様式第2号）に同項に規定する認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(認定申請書の取下げ等)

第4条 前条第1項に規定する認定申請書を提出した者が、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する認定通知書を受けた者が、当該認定通知書に係る建築物の工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第4号）に当該認定

通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により第3条第2項に規定する認定通知書を受けた者がいるときは、当該認定通知書に係る認定を取り消すことができる。

(外壁等の後退の距離)

第6条 条例第5条第2項第2号アに規定する規則で定める距離は、その地域の都市計画において定められた建築物の建蔽率（以下「指定建蔽率」という。）に、建築物の敷地面積を乗じて算出した建築面積と同じ面積の正方形の建築物（以下「仮想建築物」という。）を、建築物の敷地面積と同じ面積の正方形の敷地（以下「仮想敷地」という。）の中心に置いた場合の仮想敷地の隣地境界線から仮想建築物までの距離の2分の1に相当する距離とする。

2 前項の場合において、同一敷地内に指定建蔽率の異なる地域が2以上あるときは、それぞれの指定建蔽率及び地域に係る敷地面積に応じて前項の規定により算出した建築面積の和を仮想建築物の建築面積とする。

(一部改正〔平成30年規則12号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、特別住工共生地区に係る都市計画決定の告示の日から施行する。

〔告示 平成16年11月2日三鷹市告示第302号〕

附 則（平成30年3月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

三鷹市特別住工共生地区の壁面後退特例認定申請書

三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例第5条第2項第2号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 この申請及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
年 月 日					
(あて先) 三鷹市長					
申請者 住所 氏名 電話 ( ) ㊦ (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 記					
(1) 建築主の住所及び氏名	電話 ( )				
(2) 代理者の住所及び氏名	電話 ( )				
(3) 敷地の地名地番	三鷹市				
(4) 地域地区等	第 種特別住工共生地区 ( 地域) 建蔽率 %・容積率 %				
(5) 建築物の主要用途	(6) 認定の主たる理由				
	申請部分	申請以外の部分	合計	(7) 敷地面積に対する割合	(8) 上段：後退距離 下段：計画後退距離
(9) 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
(10) 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	. m
(11) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	. m
※(12) 備考					
※受付欄					※認定番号欄 年 月 日 第 号

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 (6)欄の認定の主たる理由は、なるべく詳細に分かりやすく記入してください。  
 3 (8)欄の上段には実際に後退する距離を、下段には三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行規則第6条の規定により算出された距離を、それぞれ小数点以下第2位まで記入してください。  
 4 (9)、(10)、(11)欄の各面積の記入欄で、今回の申請以外にも既存の建築物がある場合は、申請以外の部分の欄に面積を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

三鷹市特別住工共生地区の壁面後退特例認定通知書

	認定第	号		
	年	月	日	
申請者	様			
	三鷹市長	氏	名  団	
下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画については、三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例第5条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので通知します。				
記				
1	申請年月日	年	月	日
2	敷地の地名地番	三鷹市		
3	条件			

(注意) この通知書は、大切に保管してください。

様式第3号(第4条関係)

認 定 申 請 取 下 届

<p>三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例第5条第2項第2号の規定による認定申請は、都合により取り下げたいので三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 三鷹市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ⑩ 電話 ( )</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 記</p>	
(1) 申請書提出年月日及び整理番号	年 月 日 第 号
(2) 敷地の地名地番	三鷹市
(3) 建築物の用途	
(4) 備 考	
※ 受 付 欄	※ 認定番号欄
	年 月 日 第 号

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
2 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第4号(第4条関係)

工 事 取 り や め 届

<p>三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例第5条第2項第2号の規定による認定を受けましたが、都合により工事を取りやめるので三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 三鷹市長</p> <p style="text-align: right;">建築主等 住所 氏名 ⑩ 電話 ( )</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 記</p>	
(1) 認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
(2) 敷地の地名地番	三鷹市
(3) 建築物の用途	
(4) 取りやめの理由	
※ 受 付 欄	

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主等の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第1号（第3条関係）

（一部改正〔平成30年規則12号〕）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）